

鶴田町小中学校修学旅行費助成交付要綱

令和 6 年 9 月 25 日 鶴田町教育委員会告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、小中学校等（以下「学校」という。）が実施する修学旅行の際に、保護者の経済的負担を軽減するとともに、もって児童生徒の健全な育成を支援するため、保護者が負担する修学旅行に要する経費（以下「修学旅行費」という。）に対する助成金を交付するものとし、その交付に関し、鶴田町補助金等の交付に関する規則（昭和 59 年鶴田町規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第 2 条 助成の交付対象となる者は、学校に在籍し、修学旅行に参加する者の保護者であって、鶴田町内に住所を有する者（以下「保護者」という。）で町税等の滞納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかによる修学旅行費の支給を受ける者は、助成の対象から除くものとする。ただし、当該各号による支給額が第 4 条の助成金の額に満たない場合は、助成の対象とすることができる。

- (1) 鶴田町特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要領の規定による支給
- (2) 鶴田町就学援助費支給要綱（平成 26 年 9 月 3 日教育委員会告示第 1 号）の規定による支給
- (3) 他の制度等により、修学旅行費の全額補助又は免除を受けている者

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 交通費及び駐車場代
- (2) 宿泊費及び食事代
- (3) 施設見学及び記念写真代
- (4) 添乗員経費、しおり代、医薬品及び旅行傷害保険等保険料
- (5) キャンセル料
- (6) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条に規定する取扱料金
- (7) その他修学旅行参加に伴い参加者が均一に負担し、教育委員会が必要と認めるもの

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

- (1) 小学校等に在籍する児童の保護者 児童 1 人につき 30,000 円
- (2) 中学校等に在籍する生徒の保護者 生徒 1 人につき 60,000 円

2 第 2 条第 2 項の規定により助成の対象となる場合の助成金は、同項各号により支給を受ける金額と前項各号で規定した額との差額を限度とする。

3 助成金は、口座振込みにより保護者に直接支給するものとする。

(交付申請等)

第5条 第2条第1項に該当する保護者が助成金の交付申請をしようとするときは、当該児童生徒が在籍する町立小中学校の学校長（以下「学校長」という。）が指定する日までに、鶴田町小中学校修学旅行費助成金交付申請書（様式第1号）を当該学校長へ提出するものとする。

2 学校長は、鶴田町小中学校修学旅行費助成金交付申請について（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 修学旅行費用助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 修学旅行参加者名簿（様式第3号）
- (3) 実施計画書
- (4) 旅行代金内訳書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 鶴田町立以外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者が助成金の交付申請をしようとするときは、当該年度の修学旅行の終了後速やかに修学旅行費助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、保護者が直接町長に提出しなければならない。

- (1) 在籍する当該学校が証明発行した個人の負担額がわかるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 前2項の規定による交付申請期限は、町長が別に定める日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、修学旅行費助成金交付決定通知書（様式第5号）（以下「決定通知書」という。）により通知し、助成金を交付する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 助成金交付対象者から第5条第4項の交付申請期限までに同条第1項及び第3項の申請が行われなかった場合、当該助成金交付対象者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等による郵送不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他助成金交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、当該

助成金の返還を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。